

# 確 定 申 告 の お 知 ら せ

**自動計算・自動入力・自宅から 確定申告はスマホからできます。**

ご自身のスマートフォンやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成し、e-Taxで送信ができます。画面に沿って金額等を入力するだけで申告書の作成ができますので是非ご利用ください。



作成コーナーはこちらから！

※ 令和4年分の確定申告をした方のうち、3人に2人がe-Taxで申告しています。

◆◇各税務署の確定申告書作成会場の場所と開設期間◆◇

税務署の作成会場では、原則スマートフォンで申告書を作成していただきます。

会 場	開設期間・受付時間等（各税務署共通）
千葉東税務署1階	○ 開設期間 2/16（金）～ 3/15（金） ○ 受付時間 8：30～16：00（相談は9：00から） ○ 土、日及び祝日を除きます。ただし、2/25の日曜日は開場します。 ○ ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等をご持参ください。
千葉南税務署別棟	
千葉西税務署別館	

※ 各税務署とも駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 令和5年分の各申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 入場整理券は、当日会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非LINEによる事前発行をご利用ください。

友だち追加はこちらから！



◆◇次の日程で「税理士による無料相談」を実施しますのでご利用ください◆◇

1/30（火）・1/31（水）	千葉市生涯学習センター
2/1（木）・2/2（金）	都賀コミュニティセンター
2/5（月）・2/6（火）	千城台コミュニティセンター
2/8（木）・2/9（金）	穴川コミュニティセンター

対象者：小規模納税者、給与所得者、年金所得者。いずれも譲渡所得などの複雑な相談を除く。

※各会場 1日 100名程度（先着順）

※ 各センターへの直接のお問い合わせはご遠慮ください。お問い合わせは千葉東税務署へお願いします。

確定申告に関する問い合わせ先等～住所地により管轄税務署が異なります。～

税務署	問い合わせ先	所在地	申告書の郵送先
千葉東	(043) 225-6811	〒260-8577 中央区祐光 1-1-1	〒262-8507 花見川区武石町 1-520 東京国税局業務センター 千葉西分室（●●税務署）
	(043) 261-5571	〒260-8688 中央区蘇我 5-9-1	
千葉西	(043) 274-2111	〒262-8502 花見川区武石町 1-520	●●の部分は管轄の税務署名を記載してください。

- お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。
- 国税に関するご相談は、**国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）**をご利用ください（自動音声に従って、相談したい内容の番号を選択してください。）。
- 国税庁ホームページでは、タックスアンサー（よくある税の質問）を掲載しているほか、税務相談チャットボット（ふたば）での相談ができますので、ご利用ください。

裏面もご覧ください

## ◆◆千葉市の確定申告特設会場について◆◆

- 本市の特設会場での確定申告（作成相談）は全て事前予約制です。
- 本市の特設会場で確定申告（作成相談）の申し込みができる方は下記のとおりです。  
対象でない方は、e-Tax または管轄の税務署での申告をお願いいたします。

65歳以上（昭和34年1月1日以前生まれ）の方または障害のある方で、収入が給与のみの方・公的年金等のみの方・給与と公的年金等の方です。ただし、下記①～④に該当する方は本市の特設会場では対応することができませんのでご注意ください。

- ①給与・公的年金等以外の所得（個人年金、譲渡所得など）がある方や、寄附金控除・雑損控除・税務署へ住宅ローン控除の申告が必要な方
- ②令和4年分以前の申告をする方
- ③亡くなられた方、海外へ出国された方の申告をする方
- ④市外にお住まいの方（提出のみもお受けできません）

- 本市の特設会場は下表のとおりです。

	日時	会場
所得税（作成相談） 【事前予約制】	2/16（金）～2/27（火）の平日 9:00～15:00	区役所（花見川・若葉・美浜） 中央・稲毛・緑区役所は所得税の確定申告の作成相談会場はございません。（注）
所得税（提出のみ）	2/16（金）～3/15（金）の平日 9:00～15:00	区役所（花見川・稲毛・若葉・緑・美浜） 中央区役所は所得税の確定申告書の提出会場はございません。（注）

（注）税務署にご相談またはご提出ください。

※所得税の確定申告書を区役所に提出した場合も、書類の確認は税務署で行います。

- 本市の特設会場での確定申告（相談）の事前予約について

【受付期間】令和6年1月9日（火）～1月19日（金）平日の9時～17時

【申込方法】次のいずれかの方法 ※重複して申し込まれた場合は無効となり、申込みの訂正はできません。

- ①電子申請（土日含む24時間受付可能）
- ②電話申込（申告予約受付センター）※連絡先は市政だより1月号にてご案内します。
- ③抽選申込書を郵送または直接持参

【郵送による提出先】市税事務所市民税課

【直接持参の提出先】市税事務所市民税課または市税出張所

※申込書はホームページから印刷できます。上記提出先でもお渡しできます。

- ・申し込まれた方には、当落にかかわらず、抽選結果を2月1日（木）に発送予定です。
- ・当日受付はございませんので、必ず事前予約をお申込みください。

電話、窓口での申し込みは大変混雑することが予想されますので、できるだけ電子申請をご活用ください。また、当該事前予約は抽選方式となりますので、混雑が予想される初日を避けて申込みいただくことをご検討願います。

～市民税・県民税の申告・相談は、各区役所で承っております。（予約は不要）～

中央区、若葉区、緑区にお住まいの方  
東部市税事務所市民税課  
〒264-8582  
千葉市若葉区桜木北2-1-1 若葉区役所内  
☎043-233-8140

花見川区、稲毛区、美浜区にお住まいの方  
西部市税事務所市民税課  
〒261-8582  
千葉市美浜区真砂5-15-1 美浜区役所内  
☎043-270-3140